

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月19日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：カンボジア 担当：地球環境部  
案件名：カンボット及びシハヌークビルにおける地方上水道拡張整備計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年5月下旬～2015年2月中旬

2 参加要件

海外における上水道に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月2日から2014年4月4日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月2日から2014年4月7日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月18日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月上旬
- (5) 契約交渉 : 5月上旬～5月中旬

5 業務の目的

カンボジア王国（以下「カンボジア」という）では、内戦後わが国及び他ドナーの支援により、首都プノンペン市の給水サービスは24時間給水を実現、給水率は90%、無収水率は6%（2010年）にまで向上したが、他都市を含む全国都市部全体の給水サービスの質は依然として低く、また安全な飲料水へのアクセス率は68.5%（2012年）に留まっている。カンボジアの「第三次四辺形戦略」及び「国家戦略開発計画（NSDP）」等で掲げる、都市部での安全な飲料水へのアクセス率を2015年までに80%とする目標の下、工業・手工芸省（MIH）は、ドナーの支援を得て、地方都市の上水道施設整備を進めている。政府は、安全な水へのアクセスをNSDPの優先的な開発目標の一つに定め、「上水と衛生に関する国家政策（2011 - 2025）」において、各州の都市給水強化を行なう方針を示している。本事業の対象となっている2都市を含む主要8都市については、公営水道事業体を中心とした給水体制とする方針となっている。

本案件の対象都市であるカンボット市（人口約5万人）、シハヌークビル市（人口約10万人）は人口規模第6位、5位で、共に経済・工業開発、観光開発が進む重要な都市である。

カンボット市は1950年以降に敷設された配水管（全体の約20%を占める）の老朽化により、漏水率が高く、水質汚濁にもつながっている。原水及び浄水処理能力（5,760m<sup>3</sup>/日）も十分でなく、漏水率が高いことから、17～20時間/日の時間給水となっている。同市は海沿いに位置するため、代替水源として地下水を使用することができず、拡張する市街への給水のための水道施設整備が急務となっている。これに対し、2006年にアジア開発銀行（ADB）の支援による浄水場の拡張、2011年にUN-HABITATのKEK-WATSAN（メコン川流域水道・衛生改善計画）の支援による貧困地域への配水管網の拡張及び衛生設備の設置などの事業が実施されてきている。

シハヌークビル市は、公営水道事業体が保有する水源池であるブラックトブ湖の保水機能が低く、特に乾季には安定した水供給が困難な状況となっている。8,000m<sup>3</sup>/日の浄水処理能力に対して、乾季の処理量は4,000m<sup>3</sup>/日以下となっている。同市は民間企業からのバルク給水も受けているが、水の安全性と給水の継続性を確保すること、またより経済的な水源を確保するために、水道事業体が保有する既存水源池の能力拡張が必要となっている。これに対し、世界銀行の融資により2003年に浄水場の拡張事業が実施され、また同市を含む地方3都市に対してJICAは無償資金協力「地方州都における配水管改修及び拡張計画」によって配水管網の整備を進めている。

この他、両都市に対しては、ADBが案件形成調査「都市上下水プロジェクト」（2013～）で上述の2006年に建設された浄水施設の改修にかかる調査を実施中であり、技術面については、両市を含む8地方都市の公営水道局職員の能力向上を目的としたJICA技術協力プロジェクト「水道事業人材育成プロジェクト」（フェーズ2：2007-2011、フェーズ3：2012-2017）が実施されている。上記のようなハード面及びソフト面の能力強化が進められながらも、未だ両市は多くの問題を抱えている。人口増加や経済成長が急速に進んでいること、都市化により給水原単位が増加していること、また既存施設の老朽化が進んでいること、現在の水源からの取水量が限られていること、老朽化した施設を頻繁に維持管理するための機材が十分ではないこと等から、給水率はそれぞれ49%、55%に留まっている。

かかる状況の中、カンボジア政府は2013年8月にカンボット市及びシハヌークビル市の給水サービス向上を目的とした上水道施設の拡張に係る無償資金協力事業の要請を行った。これを受けて本件調査は、事業規模の妥当性を検討した上で、無償資金協力として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概算事業費を積算を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 対象地域(サイト)  
カンボット市、シハヌークビル市
- (2) 関係官庁・機関  
実施機関：工業手工芸省(MIH)
- (3) 業務内容
  - ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認
  - イ 先方政府の上位計画、事業計画、本プロジェクトの位置付けの確認
  - ウ 過去の類似案件及び他開発パートナーの援助動向の調査
  - エ 無償資金協力としての適切な協力範囲及び基本構想の検討
  - オ プロジェクト実施及び運営・維持管理体制、施設建設用地の確保状況の確認
  - カ 計画実施スコープの検討
  - キ 既存施設の診断(既存管路の漏水状況、管路ルート試掘調査)
  - ク 自然条件(施設建設候補地の平面測量・地盤調査、路線測量、土質調査)
  - ケ 取水可能量の検討(流量分析、水質分析を含む)
  - コ 社会条件等調査(水利用実態、支払意思額)
  - サ 施設、設備、機材計画調査
  - シ 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコンなど)
  - ス 施工計画調査(関連法規等)
  - セ 先方負担事項(公租公課の免税手続き等)の実施にかかる提言
  - ソ プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
  - タ 環境社会配慮調査(主要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成)
  - チ その他の配慮事項等の調査
  - ツ プロジェクト内容の計画策定、概略設計
  - テ プロジェクトの対象施設及び機材の維持管理計画策定及び留意事項の提言、ソフトコンポーネントの検討
  - ト プロジェクトの概略事業費の積算
  - ナ 事業費等の開発パートナー比較
  - ニ プロジェクトの評価

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書(2014年5月下旬)
- (2) インセプション・レポート(2014年5月下旬)
- (3) 現地調査結果概要(2014年7月下旬)
- (4) 概要資料(簡略版)(2014年10月下旬)
- (5) 準備調査報告書案(2014年11月中旬)
- (6) 概要資料(2014年12月下旬)
- (7) 概略事業費積算内訳書(2015年1月下旬)
- (8) 準備調査報告書(2015年1月下旬)
- (9) デジタル画像集(2015年1月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/上水道計画(評価対象予定者)
- (2) 水道水源
- (3) 取水・導水・浄水施設計画・設計/運転維持管理計画(評価対象予定者)
- (4) 送配水施設計画・設計1
- (5) 送配水施設計画・設計2
- (6) 設備・機材計画
- (7) 施工・調達計画/積算
- (8) 環境社会配慮

## 9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。